

調 査 ・ 研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名：結

報告者：近藤 久子

実施場所：全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)	実施日：令和5年7月3日～5日
<p>■目的・課題・問題事項 (調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など) 社会保障・社会福祉をテーマとした、国内で第一線で活躍の講師の講義を受けた (各100分)</p> <p>1, 将来の社会保障を考える 香取 照幸 氏 2, コロナ禍で顕在化した若者の孤独・孤立 大空幸星 氏 3, 介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割 三原 岳 氏 4, 子供の虐待への対応 西澤 哲 氏 5, 生活困窮者の実態と支援 垣田 祐介 氏 6, 地域共生社会の実現に向けて 平野 隆之 氏</p>	
<p>■参考とすべき事項 (講義内容が広範囲であり、要旨部分のみ上記番号に沿って記述する。)</p> <p>1, ●85歳を超えると5割が要介護、4割は認知症。外来は減少し、訪問診療が増える。救急搬送の増大は特に85歳以上の高齢者。 ①医療と介護の一体提供 ②在宅医療の強化→かかりつけ医機能の強化。開業医とそれを支える地域密着病院。県の地域医療構想と地方の地域包括ケアは車の両輪。 ●地方自治体が行う少子化対策に疑問。地域間競争をしても地方が疲弊するだけでは。統一した制度の下に、国、都道府県、市町村が一体となって次世代育成支援が必要。 ①男性に比べ女性の方が地元にいづらいつながりがあり。47都道府県の中で35エリアにおいて男性の1.3倍の転出超過。(石川県 男性の4.6倍 富山県 男性の3.9倍)</p> <p>2, ●NPO法人「あなたの居場所」の活動報告。 ①命の電話のチャット版。世界で700人・28か国で相談業務を展開。相談者の4割はリピーター。②2023年5月「孤独・孤立対策推進法」が成立し、個人の問題とされていたことが社会問題となった。③子供たちにSOSの出し方教育を。③薬ではなく「つながり」や「自然・芸術」などのコミュニティー資源は心の回復力となる。</p> <p>3, ●介護保険を巡る2つの「不足」財源不足 (創設時より3倍以上の約11兆円に増加)・人材不足 (2040年では70万人不足) ①「地域包括ケア」とは何を意味しているのか具体的に考える必要がある。厚労省は、「地域づくり」の重要性を強調しているが、認知症や医療・介護連携・総合事業に関しては、地域の現状を分析した上で関係者と施策を検討する必要がある。</p> <p>4, ●「しつけ」と「虐待」の境目はないが次元が違う。 ①1990年の統計は1,000件。今は29万件。まだ、20～30年は増加するのではないかと。 ②性虐待の認定が日本は低い。今なお続く社会的否認。公式統計では1%以下。</p> <p>5, ●困っているのはお金だけとは限らない。子どもの貧困だけを切り取ることはできない。社会的孤立という困窮状態。 ●生活困窮者への相談支援の重要性 カネ対カネではなく、人対人の構図で捉える視点が必要。</p> <p>6, ●「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。</p>	

■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

研修の最終日に「生活のしづらさのある人たちのへの支援として、福祉制度の新たな運用方法や制度の福祉を含め、これからの福祉行政には何が必要か」についてグループワークを行った。

今回の研修内容に添って、ひきこもり・外国人・生活困窮者・若者の孤独・孤立等生きづらさを抱える人たちを設定してのワークであった。その中から、庄原市の実情を踏まえての取り組みを提言する。

庄原市の場合、若者の孤独・孤立への対応は、電話相談が主たる取り組みであり、今後早い段階で、スマホからSOSが出せる環境が求められている。

きつ音・ろう者の方達への配慮も必要。又、民生児童委員は高齢者が多く、若者との接点が少ない。若年層の委員の選出があって欲しい。

生活困窮者自立支援法による事業の社協への委託事業について、行政からの支援の拡大が必要か否か検証の必要がある。

様々な複合的な課題を抱える要支援者に対して、多職種連携がクローズアップされているが、日本の中で40年先の姿である庄原の超高齢社会であり、医療・介護はもとより誰もが何らかの形での支援者になる社会の形成が重要である。

高齢者の独り住まいの増大は、止めようがなく、支援の内容のプログラムの見直しと、人材の確保が喫緊の課題である。

「ひきこもり」の支援に関しては、これから市が主体となって実態調査が始まるが、すでに、比和・西城・総領をはじめ先進事例があり、「ひなたぼっこ」等、第3の居場所づくりも進められている。

8050問題は、直接生活困窮に繋がりがやすい側面があり、支援の内容も個人個人の状況に沿った内容が求められている。市としての体制づくりを早急に求めたい。手帳を持たない方への支援が見逃されやすい。義務教育終了後の若者への支援体制も強化する必要がある。

これまでは賃金の面で1.5倍といわれていた給与が、諸外国と比較して低くなれば、外国人労働者に対するの待遇面の改善が求められるとともに、外国人に頼らざるを得ない人材確保は厳しくなる。外国人向けの日本語教室や、ごみ分別の多国語での表の作成。庄原駅の3か国語の案内表示などは、目に見えるものとして理解できるが、人としての理解者がどれだけ周りにはいるかが、一つのキーポイントとなるのでは。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

調査・研修報告書（会派個人用）

会派名：結

報告者：坂本 義明

実施場所：全国市町村国際文化研修所 （滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号）	実施日：令和5年7月3日～5日
<p>■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）</p> <p>生活困窮者が30%近くという庄原市で、独居者、外国人労働者も増えている現実を考えると、市として大きな問題に直面している。 問題解決に向けた政策提言のポイントを探る必要がある。</p>	
<p>■参考とすべき事項</p> <p>1. 将来の社会保障の姿を考える（兵庫県立大学特任教授 香取照幸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年の社会は、2035年には85歳以上人口が1000万人、85歳を超えると5割は要介護、4割は認知症であることをイメージした。その上で、医療と介護の一体提供、在宅医療の強化が必要である。 ・また、人口減少が与える影響として、生活関連サービスの縮小、税収減、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗、工場移転跡地・耕作放棄地の増大、コミュニティ機能の低下など様々な影響がある。 ・総務省の自治体戦略2040構想研究会では、スマート自治体や圏域マネジメント二層制の柔軟化を、国土交通省では、コンパクトシティの形成により、人口減少の課題解決を図ろうとしている。 ・2040年に向けて、生活支援サービスの事業化、医療ニーズがあっても在宅医療継続できる体制、住まいの多様化とサービスのあり方、地域包括ケアに関わる専門職の育成、ケアマネジメントを再整理が必要であると感じた。 <p>2. 介護保険と地域包括ケアにおける市町村と議会の役割 （ニッセイ基礎研究所 三原 岳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムとは、保健・医療・福祉の連携による高齢化社会を視野に入れた、住民の健康づくりからアフターケアまでを含む住民参加のシステムであることを理解した。 ・介護保険制度の現状は、財源不足（介護保険の費用は20年間で3倍）、人材不足（32万人の不足）である。 ・予防を中心とする最近の制度改正 介護予防（予防サービス）を推進することで、介護給付費の抑制（事例…和光市） ・地域の実情に応じた体制づくりでは、認知症（認知症条例制定の動き、認知症ケアパス）、医療介護連携（何のためのケア会議）、総合事業の観点から研修した。 ・地方議会への期待では、議会は合議制のため、様々な意見を反映できるメリットがあることを学んだ。 	

3. 子ども虐待への対応（山梨県立大学 西澤 哲）

- ・子ども虐待の分類として、①身体的虐待、②ネグレスト、②性的虐待、③心理的虐待があり、心理的虐待が50%超とされている。
- ・最近では、乳児揺すぶられ症候群、医療的虐待なども認知され始めた。
- ・虐待通告件数は、人口千人当たり2.4人とわれ、虐待問題への社会資本の投入が必要となっている。
- ・虐待の増加という事実を直視し、社会発展によって必然的に生じる社会問題として捉え、積極的な家族政策が必要、専門組織の育成、「親権」を肥大化させない知識・分析、「見守る」という姿勢が虐待臨床を破綻させる等を学んだ。

4. 生活困窮者の実態と支援策（大阪公立大学 教授 垣田裕介）

- ・生活困窮の多様な側面を捉える視点（お金だけではない、子どもの貧困だけを切り取ることはできない、社会的孤立という生活困窮状態もある）が必要である。
- ・コロナ禍における生活困窮者の実態として、生活保護を受給していない要保護世帯（漏救）は、653万世帯と推計される。（生活保護世帯は2021年3月時点163万世帯）
- ・漏救のボリュームが高いので議論をする必要がある。
- ・生活困窮者の支援は、個別的にコーディネートして継続的に提供する伴走型支援が必要である。

5. 地域共生社会の実現に向けて

- ・地域福祉法の改正の理解と「重層的支援体制整備事業の実施要綱」の理解が必要であると感じた。

■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

市は、現在民生児童委員などによるみまわり、見守りで対応しているが、一定の支援を受けている人がいる一方、網の目から漏れている人々にも目配りする必要がある。

より細かな支援のために企画、政策の必要性を感じた。

また、介護、独居生活者、ひきこもりの問題の対応は、行政も課単独での対応はできない。行政は横断的な課の対応を行うため、市長の指示による特別班での対応が必要と考える。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。